

1 市税の軽減・減免と納付猶予

☎税務課 ☎52-2114 ・ 収納対策課 ☎52-2368

■市税の軽減・減免

災害による税金の軽減・減免があります。住宅や家財、事業用の資産（船、小屋など）に損害を受けた場合は、税務課までご相談ください。

■市税の納付

災害により、納付を猶予する場合があります。収納対策課までご相談ください。

3 国民年金保険料の免除

☎二戸年金事務所 ☎0195-23-4111

今回の災害によって住宅、家財、その他の財産について、おおむね1/2以上の損害を受けた人は、申請により国民年金保険料が全額免除になります。

7月末日までに、二戸年金事務所か、市民課（☎52-2118）で免除申請の手続きをしてください。※対象や手続き内容など、詳しくはお問い合わせください

【口座振替の利用者へ】

保険料の口座振替を利用している人で、被災により今後の納付が困難な方は、口座振替の停止手続きが必要です。速やかに二戸年金事務所にご相談ください。

2 軽自動車税の取り消し

☎税務課 ☎52-2114

今回の災害によって使用不能になった軽自動車に限り、申し出により平成23年度軽自動車税の課税を取り消します。印鑑を持参し、税務課に申し出てください。ただし、修理をして今後使用する車両は対象外です。

■対象車両

- ①久慈市の標識交付を受けた原動機付自転車、小型特殊自動車など
- ②久慈市に登録のある四輪の軽自動車、125cc を超えるバイクなど

■必要なもの

印鑑、申出書（税務課にあります）
※納付書発送後に申し出る場合は納付書も持参

4 保育料の減免

☎子育て支援課 ☎52-2169

災害により被害を受けた人を対象に、保育料を減免する制度があります。詳しくはお問い合わせください。

災害の生活トラブルQ&A

久慈ひまわり基金法律事務所 峯田幹大弁護士

同法律事務所では当分の間、債務整理などすべての相談を無料で行います。相談予約は同事務所（☎61-1818）へ。

Q. 車、車両保険で直せる？

津波で自動車が動かない状態になってしまいました。車両保険で直してもらうことはできるでしょうか？

A. 特約があれば適用される場合も

通常の車両保険には、地震（津波含む）の場合の免責が定められています。ただし特約がつけられていた場合には車両保険が適用される場合もあります。詳しくは加入している保険会社にお問い合わせください。

Q. 自宅の修理。支援はないの？

津波で自宅の大規模修繕が必要になってしまいました。住み続けたいのですが、今の住宅ローンに加えて修理代金の負担は困難です。どうにかならないでしょうか？

A. 特約があれば適用される場合も

たとえ建物が全壊しても住宅ローンの支払い義務はなくなりません。ただし住宅金融支援機構などは被災者への特約を発表しており、ローンの負担を軽くすることができる可能性があります。詳しくは住宅ローン会社にお問い合わせください。

また大規模修繕が必要な場合の修理代金は、支援金を受給できる場合もあります。（21㉔支援制度の1を参照）

編集
後記

▶想像を絶する被害の影響で広報3月15日号は配布延期。広報4月1日号発行が決まったのは3月21日。全市民に状況を知ってほしい、将来に残したいと思い、編集しました▶被災者の思い。支援者の熱意。すべてを伝えきることはできませんが、少しでも感じ取ってもらえ

ることを願います▶自らが被災しながらも災害対応に力を注いだ市の職員も多数。皆が必死です▶「次は復興の記録を」。24㉔に掲載した栃木県の消防隊員からの熱いエールです。助け合い、力を合わせ、これから復興の記録を、みんなでつくっていきましょう！（八重桜）

災害の影響で、内容が変更になったものなどをお知らせします

延期

選挙

4月10日執行予定の岩手県知事選挙・岩手県議会議員選挙と4月24日執行予定の久慈市議会議員選挙は、延期となります。

☎選挙管理委員会 ☎52-2111内線472

施設

3月25日開設を予定していた消費生活センターの利用を延期します。同センターの電話（☎54-8004）も使用できません。

なお、消費生活相談は平日9時～16時まで、市役所1階・生活環境課で行っていますので、気軽にご相談ください。

同センターで行う予定だった4月の無料相談（法律・人権・行政・くらしとお金・多重債務）は、会場を変更して行います。詳しくはお問い合わせください。

☎生活環境課 ☎54-8003

延長など

市税

入札

税の申告受付期間と納期限は、当面の間、延長になりました。

☎税務課 ☎52-2114 ・ 収納対策課 ☎52-2368

次の平成23・24年度入札参加資格審査申請書の提出期限を延長します。

申請書は市役所2階・財政課、山形総合支所ふるさと振興課で配布するほか、市ホームページにも掲載しています。

- 市営建設工事・建設関連業務…4月28日（木）
- 物品の買入れ等…4月15日（金）

※物品の買入れ等は、入札参加資格者名簿の有効期間を「平成23年5月1日～平成25年3月31日まで」に変更します

☎財政課 ☎52-2113

中止

公演

アンバーホールでは、3月20日の「小谷口直子クラリネットリサイタル」と3月27日の永峰高志芸術監督就任記念コンサート「N響メンバーと仲間たちによるアンバーホール音楽の贈り物」を中止しました。

チケットの払い戻しは、5月30日（月）まで、アンバーホール窓口で行います。チケットを持参の上、お越しください。

☎アンバーホール ☎52-2700

津波で全壊した、もぐらんぴあ、もぐらんぴあレストショップは営業を停止します。

4月開館予定の、あーとびる麦生は開館を延期します。施設に被害はありません。